宮津市立図書館 図書団体貸出取扱基準

〈団体貸出の申込み(登録)〉

1.「図書団体貸出申込書」に必要事項を記入し、図書館に提出する。団体貸出 登録の有効期間は、登録の日から登録の日に属する年度の末日まで(年度 内有効)

〈図書の貸出と返却〉

- 1. 貸出期間は、1ヶ月とする。
- 2. 貸出冊数は、1回に100冊以内とする。ただし、次の図書は貸出しできない。 (禁帯出本、参考図書、郷土、行政資料、最新版白書、その他館長が指定し た資料)また、団体の利用目的にそぐわないと判断された場合、図書の貸出 しを断る場合がある。
- 3. 図書を貸出しする場合は、団体貸出図書目録を添えて貸出しする。
- 4. 図書の貸出しを受けた団体は、必ず目録との照合点検を行った後、貸出しをする。
- 5. 図書を返却する場合は、必ず目録との照合を行い、不足図書の有無を調べる。 図書返却の時、不足図書のある場合は必ずその旨を館長に届け出ること。 ※閉館間際は、混雑するので手続きは閉館30分前までに済ませること。また、返却本は
 - 返却ポストに返さずに図書館のカウンターへ返すこと。

〈貸出図書の事故について〉

1.貸出図書を紛失または不注意により汚破損した場合は、宮津市立図書館運営規則に則り館長が指示する方法で弁償しなければならない。

〈その他〉

- 1. 貸出図書の管理を十分にする。
- 2. 返却期限を守ること。
- 3. 館長は、登録したすべての団体の利用状況について、 場合によって報告を求めることができる。

